

第4次原村総合計画後期基本計画（素案）に対する意見募集結果

1 パブリックコメントの実施期間

平成22年12月6日（月）から平成22年12月24日（金）まで

2 意見の提出者数

3人

3 意見の受付方法

メール3通

4 意見の概要と意見に対する村の考え方

意見1 「自然と共生する工業や企業の誘致に関して」

原村で別荘を所有しております。簡単に私の経歴を紹介させていただきますと、大学時代に生物化学を専攻し、世界的な化学メーカーで8年勤務後、医薬品業界に在籍しておりました。

最近、ライフワークとして化学薬品による健康被害について調査しています。関連して環境問題に係るNPO団体や、弁護士、化学品による中毒などを得意とする専門医とも話しをしております。

原村は自然を大切にするという方針で今までやってこられました。工業の誘致と言うことに対して非常に疑問が生じます。

実は、毎年、約2万種以上の新しい化学物質が誕生しており、その一つ一つの化学物質に対して安全性を証明する法的義務は存在しておりません。その中には、おそらく発がん性、環境ホルモン作用など危険性の高いものも含まれていると推測されます。

工業から発生する化学物質による環境被害が発生したときに、その原因を特定することが非常に困難です。その理由は、1) 新種の化学物質が人体や環境中に放出された場合、問題の化学物質を特定する技術が未確立なものが多いこと。2) 例えば、仮に人体毒性をもつ化学物質が同定できたとしても、それを検査証明する検査機関が日本には存在しないため、毒物と疾病の因果関係を証明することが難しいこと。3) 法的に、因果関係が証明されなければ、企業にその化学物質の排出中止を求めることが法的に困難なこと。の3つがあげられます。外国の検査機関で特定できたとしても、日本で訴訟を起こす場合、国内の検査機関で証明したものしか、証拠として認められません。

水俣病でさえも、多数の犠牲者がでるまで、その因果関係が特定できなかったという事実があります。大規模な被害者がでて、因果関係が立証できずに、化学物質による健康被害で苦しんでいる犠牲者は後を絶ちません。化学物質過敏症と言う、化学物質が原因の病で苦しむ人たちが日本には、70万人から100万人おります。その治療法はまだ確立されてお

らず、慢性的に苦しむ患者が増加する一方です。

化学物質と環境被害・健康被害の因果関係を立証するためには、検査機関で科学的な証明をしなくてはなりません。しかし、日本の検査機関のほとんどは、訴訟のため、となると、検査を受けてもらえません。それ故、日本では、因果関係を証明することが事実上不可能な状態であり、もしできたとしても莫大なコストがかかります。

さらに言えば、環境汚染による訴訟等は、被害者側に不利な法律体系が日本の慣習となっております。日本では、「怪しきものは罰せず・・・」という法律体系になっており、環境問題で一番大切な、予防原則が、法律の上でも適応できません。

最近では、環境ホルモン様の化学物質も少なからず存在しており、胎児期からの曝露によって、生れた後に障害が残ることもあります。体は女の子なのに、体内に睾丸がある、というケースも多いのです。これは、胎児期に環境ホルモンにさらされた典型的なケースだと思います。つい最近、厚生省がその実態把握について調査を開始した所です。

人間は、体内に取り込む化学物質の大半を、呼吸から摂取しております。食べ物から取り込んだ場合、ほとんどが、肝臓で解毒して、無害化されますが、呼吸から取り込んだ場合、肺から血液に入り、そのまま全身に回ります。

呼吸から取り込んだもののほうが、毒性は何倍も強く、多種の化学物質からの複合汚染であれば、その影響はさらに強くなります。工場からの排気ガスによる空気汚染が一番気になる所です。呼吸から取り込んだ場合、解毒されずに全身回ります。排出される化学物質によりますが、環境ホルモン・化学物質で考えられる疾病は、脳腫瘍、咽頭がん、食道がん、胃がん、肺がん、間質性肺炎（難病です）、ALS も含む自己免疫疾患、悪性リンパ腫、流産、死産、胎児の発達異常、自律神経状、うつ病、喘息や間質性肺炎を含む呼吸器疾患全般。でしょうか。

一つ一つの工場から排出されたものが微量でも、複合汚染になると、人体や生態系にどのような影響があるのか全く予測不可能です。が、法律上では、予測不可能（知見不可能）であれば、法的には全くおとがめなし、ということになっております。また、損害賠償請求ができないだけでなく、工場の操業を止めることすら難しいのです。

原村のように農業が中心の産業構成で、工場からの排水による汚染が起こったときにも、被害は大きくなるでしょう。また、ここでも因果関係の立証が困難である、と考えてください。

参考までに、杉並病という環境被害を検索されてはいかがでしょうか？ 杉並区井草地区のゴミの中間処理場から発生した有毒物質で半径数キロメートル以内の住民が、突然死、化学物質過敏症などを発生し、杉並区に操業停止を求めた裁判ですが、原因が明らかなのにもかかわらず、操業停止さえ難しかった、という経緯があります。

また、岐阜県でも、工場から排出された有毒物質で、町全体が健康被害にあったケースもあります。それが、合法の中で行われた化学物質被害であれば、なおさら状況が悪くなります。あくまでも、合法ですから、操業停止を求めることもできないのです。日本の法律は、欧米諸国に比べてはるかに遅れていて、日本の化学物質製品はEUの規制により輸出できないことも多いのです。

どうして、原村のように自然環境が素晴らしく、生態系が多様な場所に、わざわざ工業を誘致しなくてはならないのでしょうか？私は工業公園の近くに別荘を所有しております。東京の汚れた空気から逃れるために別荘を所有しておりますが、その近くで、工業からの空気汚染に曝露されてはたまりません。

自然と共存する工業、など、現在の環境技術では存在しないも同然です。なぜなら、毒性実験さえ義務化されておらず、化学物質による環境汚染、生態系破壊、人体への影響を証明できる検査機関が存在しない上、因果関係を特定、証明するのも難しい上、毎年新たに加わる2万種以上の化学物質が新たに加わり続けるのです。

以上のことを踏まえまして、原村への工業誘致はするべきでないと考えます。よくご検討の上、結論を出されるようお願い申し上げます。

<村の考え方>

第4次原村総合計画の基本構想では、土地利用を3つのゾーンに区分し、村づくりを進めることとなっております。

後期基本計画（案）では、均衡の取れた産業の振興と村内の雇用創出を図るために、テクノパークゾーン（産業公園地帯）内の諏訪南インター原村工業団地内の未操業区画に優良企業を誘致し、全区画での操業をめざします。

なお、諏訪南インター原村工業団地への企業誘致に際しては、公害防止協定書に基づいて工業排水、大気関係などの公害防止に取り組んで参ります。

意見2

(1)「前期5年間の計画について」

①ほとんどの施策が項目の列挙のため、具体的にイメージできない。項目毎の達成度を示した役場としての自己評価表を公表して欲しい。（何を何時までに何件実施するなど）

また、計画は極力数値化して欲しい。

②前期と同じ項目が挙げられていると、具体的に何をどこまで進めていただいたのか理解できない。計画はできるだけ目に見えるように目標を併記したい。（〇〇%減、〇〇件達成、〇〇人確保 etc.）

(2)「後期基本計画（素案）について」

住民交流と外からの集客につながるイベントを起こしませんか？

<村の考え方>

(1)「前期5年間の計画について」

①② 後期基本計画（案）を策定するにあたっては、取り組みの経過が分かるよう、前期基本計画策定時における現状と問題点・今後の方向性をはじめ、前期基本計画期間

内の成果及び変動要因、後期基本計画の基本方針、具体的な施策、及び施策目標（成果指標）を記載しています。

今回、意見募集しました第4次原村総合計画後期基本計画（素案）の資料では、経過や施策目標は記載しておりませんでしたので、近日中に後期基本計画（案）をホームページで公表するとともに、公共施設で閲覧します。

なお、今回の後期基本計画から施策ごとに目標（成果指標）を設定することになりました。

（2）「後期基本計画（素案）について」

第4節の地域資源を活用した活性化の中で検討することとなっています。

意見3 「公共交通機関の整備充実」について

- ①現在運行されています南部線1号車の始発時刻を現在の時刻より1時間程早めて頂けないか。（子供が通学で利用できるようになる）
- ②南部線1号車、2号車どちらかの始発時刻を現在の時刻より30分から1時間程遅らせて頂けないか。（子供が通学で利用できるようになる）

<村の考え方>

- ①② 原村循環線、通学通勤支援便及び穴山・払沢線については、平成25年3月までの実証運行期間内に、住民のみなさまからのご意見や要望、利用実績等により検証を行い、持続可能で利用しやすい公共交通を構築することとなっていますので、ご要望として承り、検討させていただきます。